

一、最新中国法令

● 国务院办公厅关于复制推广营商环境创新试点改革举措的通知

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2022〕35号
 【发布日期】2022-10-31
 【内容提要】在全国范围内复制推广一批营商环境创新试点改革举措。包括：

进一步破除区域分割和地方保护等不合理限制（4项）
<ul style="list-style-type: none"> 开展“一照多址”改革； 便利企业分支机构、连锁门店信息变更；等。
健全市场主体准入和退出机制（9项）
<ul style="list-style-type: none"> 拓展企业开办“一网通办”业务范围； 进一步便利企业开立银行账户； 企业住所（经营场所）标准化登记； 推行企业登记信息变更网上办理； 推行企业年度报告“多报合一”改革； 探索建立市场主体除名制度； 进一步便利破产管理人查询破产企业财产信息； 进一步完善破产管理人选任制度等。
持续提升投资和建设便利度（7项）
<ul style="list-style-type: none"> 推进社会投资项目“用地清单制”改革； 开展联合验收“一口受理”； 进一步优化工程建设项目联合验收方式； 简化实行联合验收的工程建设项目竣工验收备案手续； 对已满足使用功能的单位工程开展单独竣工验收；等。
持续提升跨境贸易便利化水平（5项）
<ul style="list-style-type: none"> 优化进出口货物查询服务； 进一步深化进出口货物“提前申报”、“两步申报”、“船边直提”、“抵港直装”等改革； 探索开展科研设备、耗材跨境自由流动，简化研发用途设备和样本样品进出口手续；等。
进一步加强和创新监管（5项）
<ul style="list-style-type: none"> 在部分领域建立完善综合监管机制； 建立市场主体全生命周期监管链； 在部分重点领域建立事前事中事后全流程

一、最新中国法令

● ビジネス環境創出のための試行改革措置の踏襲、普及に関する国务院弁公庁による通知

【発布機関】国务院弁公庁
 【発布番号】国弁発〔2022〕35号
 【発布日】2022-10-31
 【概要】ビジネス環境創出のための試行改革措置を全国範囲で踏襲、普及させる。それには、以下のものが含まれる。

地域分割及び地方保護などによる不合理な制限をさらに撤廃する（4項目）
<ul style="list-style-type: none"> 「一免許・多住所」改革を展開する。 企業の分支機構、チェーン店の情報変更の円滑化を図るなど。
事業者の市場参入及び市場からの撤退メカニズムを整備する（9項目）
<ul style="list-style-type: none"> 企業運営に際して、「オンライン・ワンストップ化」の対象となる手続きの範囲を拡張する。 企業の銀行口座開設手続きの円滑化をさらに図る。 企業の住所（経営場所）登記適正化のための体制を整える。 企業の登記情報変更手続きのオンライン化を推進する。 複数の部門に関わる企業の年次報告書の「一本化」改革を推進する。 事業者除名制度の構築について検討する。 破産管財人が破産企業の財産情報を照会するに際しての利便性をさらに向上させる。 破産管財人選任制度をさらに整備するなど。
投資及び建設の利便性を引き続き向上させる（7項目）
<ul style="list-style-type: none"> 企業の投資プロジェクトに係る「用地リスト制度」改革を推進する。 共同検収を実施する工事建設プロジェクトを対象に、「ワンストップ窓口」の導入を推進する。 工事建設プロジェクトの共同検収方法をさらに最適化する。 共同検収を実行する工事建設プロジェクトの竣工検収届出手続きを簡素化する。 使用条件を満たしているユニット工事について、竣工検収を個別に実施するなど。
クロスボーダー貿易の利便性を引き続き向上させる（5項目）
<ul style="list-style-type: none"> 輸出入貨物の照会サービスを最適化する。 輸出入貨物に対して「事前申告」、「二段階申告」、「船べりでの直接引取り」、「入港後に即時に船積みを行う」などの制度改革をさらに推進する。 科学研究設備、消耗材の国境を超えた自由な流通について検討し、研究開発用途の設備及びサンプルの輸入手続きを簡素化するなど。
監督管理をさらに強化し革新する（5項目）
<ul style="list-style-type: none"> 一部の分野において総合監督管理体制を構築し整備する。 事業者のライフサイクル全体にわたるチェーン・オブ・カスタマー体制を構築する。 一部の重点分野において、プロセス全体（事前・事

监管机制； ■ 在税务监管领域建立“信用+风险”监管体系；等。
优化经常性涉企服务（13项）
■ 推行非接触式发放税务“UKey”； ■ 深化“多税合一”申报改革； ■ 进一步拓展企业涉税数据开放维度； ■ 对代征税款试行实时电子缴税入库的开具电子完税证明； ■ 推行企业办事“一照通办”； ■ 进一步扩大电子证照、电子签章等应用范围；等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/31/content_5722748.htm

● 海关总署关于公布《海关高级认证企业标准》的公告

- 【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2022 年第 106 号
 【发布日期】2022-10-28
 【实施日期】2022-10-28
 【内容提要】《海关高级认证企业标准》包括通用标准以及针对不同企业类型和经营范围制定的单项标准。
- 通用标准涵盖内部控制标准、财务状况标准、守法规范标准以及贸易安全标准。
 - 认证结果选项分为“达标”、“基本达标”、“不达标”、“不适用”。
 - 企业同时符合“所有认证结果选项均没有不达标情形”等三个条件并经海关认定的，通过认证。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4658463/index.html>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

中・事後)を監督管理するメカニズムを構築する。 ■ 税務監督管理分野において、「信用+リスク」監督管理体系を構築するなど。
企業に係る経常的サービスを最適化する(13項目)
■ 税務「UKey」を非対面式により交付する制度を推進する。 ■ 「税目が異なる税の申告・納税手段の一本化」改革を推進する。 ■ 部門間で共有する企業に係る税務データの範囲をさらに拡張する。 ■ 代理徴収する税金に対して、電子納税が行われ、国庫へ即時に入金されていることを前提として、電子版の納税完了証明を発行する制度を試行する。 ■ 「営業許可証」だけで企業が手続きを行えるようにするための取り組みを行う。 ■ 電子版許可証、電子印鑑などの利用場面をさらに拡大するなど。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/31/content_5722748.htm

● 「税関高級認証企業基準」公布に関する税関総署による公告

- 【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2022 年第 106 号
 【発布日】2022-10-28
 【実施日】2022-10-28
 【概要】「税関高級認証企業基準」には、一般基準及び企業それぞれの類型・経営範囲ごとに設けられた項目別基準が含まれる。
- 一般基準は、内部統制基準、財務状況基準、法令遵守基準及び貿易安全基準を網羅している。
 - 認証結果の選択肢には、「基準達成」、「基準をほぼ達成」、「基準未到達」、「係る基準不適用」がある。
 - 企業が同時に「全ての認証結果欄で基準未到達を選択している状況がない」などの 3 つの状況に適合しており、かつ税関の認定手続きを経ている場合、認証通過となる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4658463/index.html>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解读

● 《网络安全法》的修改动向与展望

内容提要

2017年06月01日,《网络安全法》正式施行。2022年09月14日,国家互联网信息办公室(以下简称“网信办”)发布关于公开征求《关于修改<中华人民共和国网络安全法>的决定(征求意见稿)》(以下简称“《征求意见稿》”)意见的通知。2022年09月29日,征求意见结束。本文将简要分析《网络安全法》实施5年后的修订动向,以便企业更好应对正式修订后的规定。

正文

根据网信办对本次《征求意见稿》的官方说明,本次《征求意见稿》的出台主要是为了做好《网络安全法》与新修订、新实施的法律(如,中国《行政处罚法》、《数据安全法》、《个人信息保护法》等)之间衔接协调,完善法律责任制度,从而进一步保障网络安全。本文将对《征求意见稿》的具体内容进行简要分析和说明如下。

■ 《征求意见稿》规定的法律责任

相比于现行《网络安全法》,《征求意见稿》主要对各类违反《网络安全法》的行为对应的法律责任进行了整合、细化,调整了行政处罚种类和幅度,与《个人信息保护法》等新法的处罚力度趋于统一。对此,我们将《征求意见稿》修订的法律责任部分简要梳理如下。

一、违反《网络安全法》规定的网络运行安全保护义务 ¹ 或者导致危害网络运行安全等后果的。	
法律 责任	1) 责令改正,给予警告、 通报批评 。 2) 【拒不改正或者情节严重的】处100万元以下罚款,并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照。 【个人责任:罚款】 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员 处1~10万元罚款 。 3) 【情节特别严重的】 责令改正,处 100~5000万元罚款或者上一年度营业额5%以下罚款 ,同时,还可以责令停止相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照。 【个人责任:罚款、从业限制】 对直接负责的主管人员和其他直接责任

二、里兆解説

● 「サイバーセキュリティ法」改正の動向と今後の見通し

概要

2017年6月1日から、「サイバーセキュリティ法」が施行されている。2022年9月14日に、国家ネットワーク情報事務局(以下「ネットワーク事務局」という)が、「『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』改正に関する決定(意見募集案)」(以下、「意見募集案」という)について、パブリックコメントを募集する旨の通知を発し、2022年9月29日に公募を終了している。本稿では、改正後の規定に的確な対応ができるよう、施行から5年を経過した「サイバーセキュリティ法」改正の動向について考察する。

本文

今般の「意見募集案」に対するネットワーク事務局の説明によると、今般の「意見募集案」は、「サイバーセキュリティ法」と新たに改正され、実施されている法律(例えば、中国の「行政処罰法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」等)との間の関係・整合性を図り、法的責任制度を整備し、ネットワークの安全をさらに確保することが主な目的である。本稿では、「意見募集案」において押さえておくべきポイントを解説する。

■ 「意見募集案」に定める法的責任

現行の「サイバーセキュリティ法」と比べると、「意見募集案」は、「サイバーセキュリティ法」に違反する各種行為別に法的責任を統合、詳細化し、行政処罰の種類及び度合いを調整し、「個人情報保護法」等の新法における処罰力との間の統一を図っている。以下、「意見募集案」において修正された法的責任部分を整理する。

一、「サイバーセキュリティ法」に規定するネットワーク運行上の安全保護義務 ¹ に違反した、又はネットワーク運行上の安全を脅かしたなどの弊害をもたらした場合。	
法的 責任	1) 是正を命じ、警告し、 公開警告する 。 2) 【是正を拒否した又は情状が重い場合】100万元以下の過料に処し、かつ関連業務の一時停止、問題是正のための業務停止、ウェブサイトの閉鎖を命じ、関連業務許可証又は営業許可証を取り消すことができる。 【個人に問われる責任:過料】 直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を 1万元~10万元の過料に処する 。 3) 【情状が特に重い場合】 是正を命じ、 100万元~5000万元の過料又は前年度の売上高の5%以下の過料に処し 、同時に関連業務の一時停止、問題是正のための業務停止、ウェブサイトの閉鎖を命じ、関連業務許可証又は営業許可証を取り消すこともできる。 【個人に問われる責任:過料、従業制限】 直接責任を負う主管人員とその他直接責

	<p>人员处 10~100 万元罚款，并可以决定 禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员或者从事网络安全管理和网络运营关键岗位的工作。</p> <p>说明：对《网络安全法》中原分散规定的法律责任条款进行了统一规定，并提高了违法行为的处罚力度。其中，将《网络安全法》中未规定罚则的第 23 条和第 28 条行为内容也纳入了此处的法律责任规定中。</p>
--	--

	<p>任者を 10 万元~100 万元の過料に処し、かつ係る企業の董事、監事、高級管理職への就任又はネットワーク安全管理及びネットワーク運行における重要な役職への就任を一定期間禁止することを決定できる。</p> <p>説明：これまで「サイバーセキュリティ法」においては、散在していた規定をひとつの法的責任条項の中でまとめて規定し、違法行為に対する処罰を重くしている。また、「サイバーセキュリティ法」で罰則を設けていなかった第 23 条及び第 28 条の行為内容もこの法的責任規定の対象範囲に組み入れている。</p>
--	--

二、从事危害网络安全的活动，或者为此类活动提供帮助的（包括但不限于，提供相关技术支持、广告推广、支付结算等），或者使用网络从事违法犯罪活动的。	
法律 责任	<p>1) 【个人责任：罚款、行政拘留】尚不构成犯罪的，没收违法所得，处 5 日以下拘留，可以并处 5~50 万元罚款；情节较重的，处 5~15 日以下拘留，可以并处 10~100 万元罚款。</p> <p>2) 【单位违法行为/个人责任：罚款】单位有相关违法行为，尚不构成犯罪的，没收违法所得，处 10~100 万元罚款，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定处罚。</p> <p>3) 【个人责任：从业限制】因违反第 27 条规定，受到治安管理处罚的人员，5 年内不得从事网络安全管理和网络运营关键岗位的工作；受到刑事处罚的人员，终身不得从事网络安全管理和网络运营关键岗位的工作。</p> <p>说明：对《网络安全法》中原分散规定的法律责任条款进行了统一规定，并提高了“使用网络从事违法犯罪活动”违法行为的处罚力度。</p>

二、ネットワークの安全を脅かす活動に従事した場合、又はこのような活動を幫助した場合（それには技術支援の提供、広告・プロモーション、支払決済等が含まれるが、これらに限らない）、又はネットワークを利用し違法犯罪活動に従事した場合。	
法的 責任	<p>1) 【個人に問われる責任：過料、行政拘留】犯罪の成立要件を満たしていない場合、違法所得を没収し、5 日以下の拘留に処し、5 万元~50 万元の過料を併科することができる。情状が比較的重い場合、5 日~15 日以下の拘留に処し、10 万元~100 万元の過料を併科することができる。</p> <p>2) 【組織による違法行為/個人に問われる責任：過料】組織は、違法行為を行ったものの、犯罪の成立要件を満たしていない場合、違法所得を没収し、10 万元~100 万元の過料に処し、かつ直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を前項規定に従い処罰する。</p> <p>3) 【個人に問われる責任：従業制限】第 27 条規定に違反したことにより、治安管理処罰を受けたことのある者は、5 年間、ネットワーク安全管理及びネットワーク運行における重要な役職に就いてはならない。刑事処罰を受けたことのある者は、ネットワーク安全管理及びネットワーク運行における重要な役職に一生涯就いてはならない。</p> <p>説明：これまで「サイバーセキュリティ法」においては、散在していた規定をひとつの法的責任条項の中でまとめて規定し、「ネットワークを利用し違法犯罪活動に従事する」行為に対する処罰を重くしている。</p>

三、	
1. 对于采购的可能影响国家安全的网络产品和服务，CIIO（即，关键信息基础设施的运营者）未经国家安全审查或者经安全审查未通过仍使用的。	
法律 责任	<p>1) 责令停止使用，处采购金额 1~10 倍或者 上一年度营业额 5% 以下罚款。</p> <p>2) 【个人责任：罚款】对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处</p>

三、	
1. 購入した国の安全に影響をもたらす可能性のあるネットワーク製品及びサービスについて、CIIO（即ち、重要情報インフラ運営者）が国家安全審査を受けていない、又は安全審査を通過せずに使用している場合。	
法的 責任	<p>1) 使用停止を命じ、購入金額の 1 倍~10 倍、又は 前年度の売上高の 5% 以下の過料に処する。</p> <p>2) 【個人に問われる責任：過料】直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を 1 万</p>

	1~10 万元罚款。 说明：相较于《网络安全法》的现有规定，增加了“处上一年度营业额 5%以下罚款”的处罚方式。
	2. CIIO 违反规定，在境外存储网络数据，或者向境外提供网络数据的。
法律 责任	依照有关法律、行政法规的规定处罚。 说明：将主要适用《数据安全法》第 46 条 ² 、《个人信息保护法》第 66 条 ³ 等相关规定。

	元~10 万元的過料に処する。 説明：「サイバーセキュリティ法」の現行規定と比べ、「前年度の売上高の 5%以下の過料に処する」ことが、処罰方法として新たに追加された。
	2. CIIO が規定に違反し、中国域外にネットワークデータを保存した、又は中国域外へネットワークデータを提供した場合。
法的 責任	関連法律、行政法規の規定に従い処罰する。 説明：主に「データセキュリティ法」第 46 条 ² 、「個人情報保護法」第 66 条 ³ 等の規定が適用される。

	四、违反网络信息安全保护义务的，如，未依法对用户发布的信息进行管理、未建立网络信息安全投诉、举报制度等。
法律 责任	1) 责令改正，给予警告、 通报批评 ，没收违法所得；拒不改正或者情节严重的， 处 100 万元以下罚款 ，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照。 【个人责任：罚款】对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处 1~10 万元罚款。 2) 【 情节特别严重的 】责令改正，没收违法所得， 处 100~5000 万元或者上一年度营业额 5%以下罚款 ，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照。 【个人责任：罚款、从业限制】对直接负责的主管人员和其他直接责任人员 处 10~100 万元罚款 ，并可以决定 禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员或者从事网络安全管理和网络运营关键岗位的工作 。 说明：对《网络安全法》中原分散规定的法律责任条款进行了统一规定，并提高了违法行为的处罚力度。

	四、ネットワーク情報の安全保護義務に違反した場合。例えば、ユーザーから発された情報を法に依拠し管理していない、ネットワーク情報の安全に係る苦情、通報を受け付ける制度等を設けていない場合。
法的 責任	1) 是正を命じ、警告し、 公開警告 し、違法所得を没収する。是正を拒否した又は情状が重い場合、 100 万元以下の過料に処し 、かつ関連業務の一時停止、問題是正のための業務停止、ウェブサイトの閉鎖を命じ、関連業務許可証又は営業許可証を取り消すことができる。 【個人に問われる責任：過料】直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を 1 万元~10 万元の過料に処する。 2) 【 情状が特に重い場合 】是正を命じ、違法所得を没収し、 100 万元~5000 万元又は前年度の売上高の 5%以下の過料に処し 、かつ関連業務の一時停止、問題是正のための業務停止、ウェブサイトの閉鎖を命じ、関連業務許可証又は営業許可証を取り消すことができる。 【個人に問われる責任：過料、従業制限】直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を 10 万元~100 万元の過料に処し 、かつ 係る企業の董事、監事、高級管理職への就任又はネットワーク安全管理及びネットワーク運行における重要な役職への就任を一定期間禁止することを決定できる 。 説明：これまで「サイバーセキュリティ法」において散在していた規定をひとつの法的責任条項の中でまとめて規定し、違法行為に対する処罰を重くしている。

	五、发布或者传输法律法规禁止发布或传输的信息的，如，危害国家安全的信息、扰乱经济秩序和社会秩序的虚假信息、侵害他人合法权益的信息等。
法律 责任	1) 依照有关法律、行政法规的规定处罚。 2) 法律、行政法规没有规定的，责令改正，给予警告、 通报批评 ，没收违法所得。 【 拒不改正或者情节严重的 】 处 100 万元以下罚款，并可以责令暂停相

	五、法律法规により配信又は伝送することが禁じられている情報を配信した又は伝送した場合。例えば、国の安全を脅かす情報、経済秩序と社会秩序を乱す虚偽の情報、他人の適法な権益を侵害する情報等。
法的 責任	1) 関連法律、行政法規の規定に従い処罰する。 2) 法律、行政法規に規定がない場合、是正を命じ、警告し、 公開警告 し、違法所得を没収する。 【 是正を拒否した又は情状が重い場合 】 100 万元以下の過料に処し、かつ関連業

	<p>关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照。</p> <p>【个人责任：罚款】对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处1~10万元罚款。</p> <p>【情节特别严重的】责令改正，没收违法所得，处100~5000万元或者上一年度营业额5%以下罚款，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照。</p> <p>【个人责任：罚款、从业限制】对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处10~100万元罚款，并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员或者从事网络安全管理和网络运营关键岗位的工作。</p> <p>说明：相较于《网络安全法》的现有规定，增加了“法律、行政法规没有规定”情形下的法律责任规定，使得对此类违法行为的责任规制更加全面。</p>
--	--

	<p>務の一時停止、問題是正のための業務停止、ウェブサイトの閉鎖を命じ、関連業務許可証又は営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>【個人に問われる責任：過料】直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を1万円~10万円の過料に処する。</p> <p>【情状が特に重い場合】是正を命じ、違法所得を没収し、100万円~5000万円又は前年度の売上高の5%以下の過料に処し、かつ関連業務の一時停止、問題是正のための業務停止、ウェブサイトの閉鎖を命じ、関連業務許可証又は営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>【個人に問われる責任：過料、従業制限】直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を10万円~100万円の過料に処し、かつ係る企業の董事、監事、高級管理職への就任又はネットワーク安全管理及びネットワーク運行における重要な役職への就任を一定期間禁止することを決定できる。</p> <p>説明：今回、「法律、行政法規に規定がない」場合における法的責任についての規定が新たに設けられている。このような規定が設けられたことで、個別に規定されていない違法行為も規制の対象とすることができるようになっている。</p>
--	---

六、违反个人信息保护规定的。	
法律 责任	<p>依照有关法律、行政法规的规定处罚。</p> <p>说明：将主要适用《个人信息保护法》、《刑法》中的相关规定。</p>

六、個人情報保護規定に違反した場合。	
法的 責任	<p>関連法律、行政法規の規定に従い、処罰する。</p> <p>説明：主に「個人情報保護法」、「刑法」における規定が適用される。</p>

结语

相比于现行《网络安全法》，《征求意见稿》整体加重了行政处罚的力度，并在一定程度上参考了《个人信息保护法》第66条⁴规定的法律责任内容。如，将对网络运营者的最高处罚额度从100万元提高至5000万元或上一年度营业额5%；对直接负责的主管人员、其他直接责任人员可能承担的最高处罚额度从10万元提高至100万元，并增设了从业限制作为处罚种类。此外，值得注意的是，新增的行政处罚种类“通报批评”，相较于“责令改正”、“警告”而言，会更加直接地向公众披露相关企业的违法行为，对相关企业（尤其是上市公司）造成直接的负面舆论影响。

总体来看，通过《征求意见稿》的具体修订内容，后续在《网络安全法》领域的执法力度将趋于严格。为此，我们建议企业对自身涉及的网络运营活动依法进行合规自查，以更好应对正式修订后的《网络安全法》。

（作者：里兆律师事务所 包巍岳、熊潇）

おわりに

現行の「サイバーセキュリティ法」と比べると、「意見募集案」では全体的に見て、行政処罰が重くなっており、「個人情報保護法」第66条⁴に定める法的責任の内容を参考している箇所もあった（例えば、ネットワーク運営者に対する処罰の最高金額を100万元から5000万元または前年度の売上高の5%に引き上げ、直接責任を負う主管人員、その他直接責任者に課せられる処罰の最高金額を10万元から100万元に引き上げ、処罰の種類として、「従業制限」を新たに設けている）。また、行政処罰の種類として、「公開警告」が新たに追加されているが、これは、「是正命令」、「警告」に比べ、企業の違法行為に関する情報がさらに広い範囲で広まってしまうため、企業（とりわけ上場会社）にとっては、社会の不安をあおり、レピュテーションの低下を招くことになる。

全体的に見て、「意見募集案」における修正内容は、今後、「サイバーセキュリティ法」分野における法執行が厳格化されていくことを示すものといえる。このため、企業においては、改正後の「サイバーセキュリティ法」に対する的確な対応ができるよう、ネットワーク運行についてコンプライアンス遵守の観点からセルフチェックを行っておくことが望ましい。

（作者：里兆法律事務所 包巍岳、熊潇）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (= 律师近期的关注话题)

- [鼓励外商投资产业目录 \(2022 年版\)](#)
- [中国共产党第二十次全国代表大会报告中的法治元素与导向](#)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題 (= 弁護士が最近注目している話題)

- [外商投資奨励産業目録 \(2022 年度版\)](#)
- [中国共産党第 20 回全国代表大会報告における法治の要素及び方向性](#)

1 详见《网络安全法》第 21 条 (网络运营者按照网络安全等级保护制度的要求, 履行下列安全保护义务)、第 22 条第一款和第二款 (网络运营者提供的网络产品、服务应当合法合规、安全等)、第 23 条 (网络运营者提供的网络关键设备和网络安全专用产品合法合规, 进行安全认证或安全检测)、第 24 条第一款 (网络接入、域名注册服务等提供者应当要求用户提供真实身份信息)、第 25 条 (网络安全事件应急预案及报告)、第 26 条 (网络安全认证、检测、风险评估等)、第 28 条 (协助公安机关、国家安全机关办案)、第 33 条 (关键信息基础设施应当保证业务稳定、持续运行、技术安全)、第 34 条 (CIIO 的具体安全保护义务)、第 36 条 (CIIO 采购网络产品和服务需签署保密协议)、第 38 条 (CIIO 每年应当对网络安全进行检测评估)。

1 詳細は、「サイバーセキュリティ法」第 21 条 (ネットワーク運営者がネットワーク安全等級保護制度の要求に従い履行すべき安全保護義務)、第 22 条第一項及び第二項 (ネットワーク運営者が提供するネットワーク製品、サービスは、適法性、安全性が確保されたものでなければならない)、第 23 条 (ネットワーク運営者の提供するネットワーク重要設備及びサイバーセキュリティ専用製品の適法性確保、及び安全認証若しくは安全検査の実施)、第 24 条第一項 (ネットワークアクセス、ドメイン名登録などのサービスプロバイダーは、本人確認情報の提供をユーザーに求めなければならない)、第 25 条 (ネットワーク安全事件に対する応急対応策及び報告)、第 26 条 (ネットワーク安全認証、検査、リスク評価など)、第 28 条 (公安機関、国家安全機関による事件調査への協力)、第 33 条 (重要情報インフラ施設は、業務の安定性、運行の持続性、技術の安全性を確保しなければならない)、第 34 条 (CIIO のセキュリティ保護義務)、第 36 条 (CIIO は、ネットワーク製品及びサービスの購入時に秘密保持協議書を締結しなければならない)、第 38 条 (CIIO は毎年、ネットワーク安全の検査及び評価を実施しなければならない) をご参照のこと。

2 《数据安全法》第 46 条: 违反本法第 31 条规定, 向境外提供重要数据的, 由有关主管部门责令改正, 给予警告, 可以并处 10 万元以上 100 万元以下罚款, 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员可以处 1 万元以上 10 万元以下罚款; 情节严重的, 处 100 万元以上 1000 万元以下罚款, 并可以责令暂停相关业务、停业整顿、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照, 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处 10 万元以上 100 万元以下罚款。

2 「データセキュリティ法」第 46 条: 本法の第 31 条の規定に違反して、重要なデータを中国域外に提供した場合、関連主管部門が是正を命じ、警告を与え、10 万元以上 100 万元以下の過料を併科することができる。直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合、100 万元以上 1000 万元以下の過料に処し、関連業務の一時停止、問題は正のための業務停止、関連業務許可証の取消又は営業許可証の取消、直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、10 万元以上 100 万元以下の過料に処することができる。

3 《个人信息保护法》第 66 条: 违反本法规定处理个人信息, 或者处理个人信息未履行本法规定的个人信息保护义务的, 由履行个人信息保护职责的部门责令改正, 给予警告, 没收违法所得, 对违法处理个人信息的应用程序, 责令暂停或者终止提供服务; 拒不改正的, 并处 100 万元以下罚款; 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处 1 万元以上 10 万元以下罚款。

有前款规定的违法行为, 情节严重的, 由省级以上履行个人信息保护职责的部门责令改正, 没收违法所得, 并处 5000 万元以下或者上一年度营业额 5% 以下罚款, 并可以责令暂停相关业务或者停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照; 对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处 10 万元以上 100 万元以下罚款, 并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员和个人信息保护负责人。

3 「個人情報保護法」第 66 条: 本法の規定に違反して個人情報を取り扱った、又は個人情報の取扱において本法の定める個人情報保護義務を履行していない場合、個人情報保護職責を履行する部門が是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、個人情報を違法に取り扱ったアプリケーションに対して、サービスの提供を一時停止又は終了させるよう命じる。是正を拒否した場合、100 万元以下の過料を併科する。直接責任を負う主管人員とその他直接責任者を 1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

前項に定める違法行為があり、情状が重い場合、個人情報保護職責を履行する省級以上の部門が是正を命じ、違法所得を没収し、5 千万元以下又は前年度の売上高の 5% 以下の過料に処し、関連業務の一時停止又は問題は正のための業務停止を命じ、関連主管部門に通知し関連業務許可を取り消させる又は営業許可証を取り消させることを通知することができる。直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して 10 万元以上 100 万元以下の過料に処し、係る企業における董事、監事、高級管理職者及び個人情報保護責任者への就任を一定期間、禁止することを決定することができる。

4 见上述 3。

4 上述の 3 をご参照のこと。